

株 主 各 位

証券コード7979
平成23年6月6日
京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松風
取締役社長 根 來 紀 行

第139回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

本年3月の東日本大震災により、被災されましたみなさまには心よりお見舞い申しあげます。

さて、当社第139回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月27日（月曜日）午後5時までにご到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松 風（本社 厚生館）

3. 目 的 事 項

報告事項

1. 第139期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第139期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件
- 第6号議案 取締役報酬額改定の件
- 第7号議案 役員賞与支給の件
- 第8号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容に関する承認の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人を株主総会に出席させる場合、代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ<<http://www.shofu.co.jp>>において、その旨掲載しますので、あらかじめご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

・企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の景気対策の効果や猛暑の影響、輸出拡大などにより、当初は緩やかな回復傾向を見せておりましたが、政府の景気対策の段階的な終了、更なる円高の進行や厳しさの続く雇用情勢などもあり、秋ごろには回復傾向にも陰りが見られました。その後、平成23年初めからの中東情勢の不安定化による原油価格の上昇などもあり、景気の先行き不透明感がさらに強まる状況となりました。そのような状況の中、平成23年3月11日には東日本大震災が発生し、地震及び津波により東北地方・関東地方において甚大な被害が生じました。東京電力福島第一原子力発電所における放射性物質の漏出、震災に起因する電力不足等、震災の影響は長期的かつ広範囲に及び、わが国経済の先行きを巡る不確実性が一層高まる状況となりました。

当歯科業界におきましては、歯科診療報酬のプラス改定や、歯の健康への関心の高まりなど、業界全体の成長への期待をもたらす要素もありましたが、競争激化により価格下落要求が強まったほか、景況感の悪化の影響を受けて自費診療が手控えられる傾向もあり、厳しい状況が依然として続いています。

このような状況下にあって、当社グループは、3年間の中期経営計画の2年目を迎え、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」という経営理念のもと、品質競争力、マーケティング力、価格競争力の強化を重点課題として位置づけ、これらの達成に向けて積極的な事業活動に取り組みました。

しかしながら、主力のデンタル関連事業及びネイル関連事業について、海外が回復傾向にあるものの、国内で売上高が伸び悩み、当期の連結売上高は157億11百万円と、前期に比べ3億28百万円(2.0%)の減収となりました。

利益面につきましては、経費削減に努めましたが、減収の影響から、連結営業利益が9億42百万円と、前期に比べ1億13百万円(10.8%)の減益となり、さらに連結経常利益も円高による為替差損の増加等営業外損益の悪化により7億58百万円と、前期に比べ1億92百万円(20.3%)の減益となりました。また、連結当期純利益は、特別損益に固定資産売却益等を計上した結果、4億55百万円と、前期に比べ65百万円(12.6%)の減益となりました。

当社グループの事業別セグメントの業績概要は、以下のとおりであります。

(デンタル関連事業)

国内におきましては、双眼ルーペ「MiCDルーペ」、ポーセレンファーンレス「エステマツト スリム」、インプラント・プロビジョナルクラウン用仮着セメント「IPテンブセメント」、電動式骨手術器械「ピエゾン マスター サージェリー」などの新製品を市場投入したほか、前期に発売したフッ素徐放性フロアブルコンポジットレジン「ビューティフィル フロー プラス」、硬質レジン歯「ベラシアSA」などの拡販に努め、積極的な販売活動を推進しました。また、九州地区の営業拠点である福岡営業所を自社所有物件化したほか、全国の営業拠点において講習会等を積極的に開催するなど、販売拠点の機能強化、顧客サービスの充実に努めました。

海外におきましては、引き続き新興市場での拡販に向けた市場開拓を進めるとともに、国際学会及び展示会でのMiCDシンポジウムや討論会開催並びに臨床研修会の開催等学術活動の強化に努めるなど、積極的な販売活動に取り組みました。

しかしながら、国内売上高は、新製品が売上高に貢献したものの、既存製品の売上が伸び悩み、また、海外においても円高の更なる進行を受け、厳しい事業展開を余儀なくされました。

これらの結果、デンタル関連事業の売上高は、141億14百万円（前年同期比1億54百万円、1.1%減）、営業利益は9億81百万円（前年同期比62百万円、5.9%減）となりました。

(ネイル関連事業)

ネイル関連事業は、株式会社ネイルラボ及び同社米国販売子会社でネット販売システムの拡充を行い、顧客への販売チャネルの多様化を通じた需要の掘り起こしに注力しつつ、自社グループ製品を中心に品揃えを拡大するなど、積極的な販売活動に取り組みましたが、長引く個人消費の低迷により、ネイル産業全体の市場の伸びが鈍る中、更なる価格競争の激化の影響等もあり、引き続き厳しい環境で推移いたしました。

これらの結果、ネイル関連事業の売上高は15億21百万円（前年同期比1億93百万円、11.3%減）となり、減収やのれん償却費の負担もあり、営業損失は59百万円（前年同期比62百万円減）となりました。

(その他の事業)

当社グループの株式会社社昭研におきまして、歯科用研磨材の生産技術を応用し、工業用研磨材を製造販売しております。産業材等の需要回復により、当期の売上高は80百万円（前年同期比19百万円、32.0%増）、営業利益は19百万円（前年同期比8百万円、82.9%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、5億82百万円であります。その主なものは、福岡営業所土地建物等に要した費用1億42百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に必要な資金は、すべて自己資金で賄いました。

(4) 事業の譲渡の状況等

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第136期	第137期	第138期	第139期(当期)
		平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
売 上 高(百万円)		15,212	16,526	16,040	15,711
経 常 利 益(百万円)		1,513	1,313	951	758
当 期 純 利 益(百万円)		910	793	521	455
1株当たり当期純利益		57円83銭	55円57銭	33円28銭	28円32銭
総 資 産(百万円)		21,353	20,944	22,522	22,649
純 資 産(百万円)		16,963	16,612	18,310	18,233

当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第136期	第137期	第138期	第139期(当期)
		平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
売 上 高(百万円)		13,133	13,360	12,663	12,629
経 常 利 益(百万円)		955	853	443	478
当 期 純 利 益(百万円)		527	518	231	328
1株当たり当期純利益		33円51銭	36円29銭	14円81銭	20円43銭
総 資 産(百万円)		18,187	17,720	19,267	19,397
純 資 産(百万円)		14,446	14,128	15,625	15,607

(6) 対処すべき課題

東日本大震災の影響は、今後も長期的かつ広範囲に及び続けるものと考えられます。当社では東日本大震災による直接の被害こそほとんど受けておりませんが、当社製品のメインユーザーである歯科診療所及び歯科技工所は多数被災され、大きな影響を受けておられる状況です。また、予防的な歯科治療を受けようとする意欲の減退が起ることも予想され、歯科業界における影響も、東日本を中心に大きく残るものと考えられます。

また、これまで同様、歯科業界を取り巻く厳しい状況による影響も継続するものと考えられます。

このような状況のもと、当社グループは、国際的な新製品開発型企業（スペシャリティ・ファーム）を目指し、新製品の開発・販売に欠かすことのできない品質競争力、マーケティング力、価格競争力の強化を図り、中期経営計画の最終年である今期に実績を残すために、着実な取組みを続けてまいります。このような活動を通じて、徹底した顧客指向の実現を図り、企業価値の向上・経営基盤の強化を進めます。

具体的な取組みのひとつとして、治療の際に天然歯への侵襲を最小限に抑えつつ審美的効果を導き出す歯科治療の概念である「MiCD(Minimally Invasive Cosmetic Dentistry)」を引き続き推進いたします。当社独自のS-PRG技術を用いた「GIOMER」製品群をはじめ、「MiCD」に適応し、審美性と機能性を両立させた製品ラインナップを厚く取り揃え、ユーザーのみなさまに積極的に選んでいただける製品の提供に努めてまいります。

また、株主総会において必要な決議をいただくことを前提に、意思決定の迅速化を図るため、取締役の人数を減員するとともに、幹部従業員に権限を付与し、責任を明確化させる観点から、新たに執行役員制度を設け、優秀な人材の積極的な登用を進めることといたします。さらに、業績向上へのインセンティブを強化するとともに、株主のみなさまとの利害関係を共有化するために、取締役及び執行役員に対してストック・オプションの付与を行うことにいたします。このように業務執行に向けた体制を強化することで、経営基盤の強化を進めてまいります。

また、ネイル関連事業分野におきましては、利益率の高い自社オリジナル製品の積極的な投入を行うとともに、営業活動の強化を引き続き図ることにより、厳しい市場環境のもとでも利益を確保できる体制の構築を進めてまいります。

さらに、その他の事業分野におきましても、市場ニーズに合致した製品開発を進め、売上の拡大を目指します。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

当社グループは、デンタル関連事業、ネイル関連事業、その他の事業の3つの事業の種類別セグメントにより構成されておりますが、それぞれの事業の種類に属する主要製品は次のとおりであります。

事業別	主要製品
デンタル関連事業	人工歯類、研削材類、金属類、化工品類、セメント類、機械器具類
ネイル関連事業	ネイルケア製品類
その他の事業	工業用研磨材

(8) 主要な営業所及び工場（平成23年3月31日現在）

本社	京都市東山区福稲上高松町11番地
東京支社	東京都文京区
札幌営業所	札幌市中央区
仙台営業所	仙台市青葉区
名古屋営業所	名古屋市名東区
大阪営業所	大阪府吹田市
福岡営業所	福岡市博多区
工場	京都市東山区

(9) 従業員の状況（平成23年3月31日現在）

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
810名	9名増

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
440名	2名減	42.14歳	17.92年

(注) 上記の従業員数には、使用人兼務取締役（7名）、臨時従業員（81名）、出向者（7名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成23年3月31日現在）

借入先	借入額(百万円)
株式会社京都銀行	500
株式会社滋賀銀行	250

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社との関係

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOFU Dental Corporation	84千米ドル	100.0%	当社販売品目のアメリカ・カナダ・中南米等における販売
株式会社 滋賀松風	152,000千円	100.0%	当社販売品目のうち、人工歯等の製造
SHOFU Dental GmbH	1,000千ユーロ	100.0%	当社販売品目のヨーロッパ・中近東・アフリカにおける販売
Advanced Healthcare Ltd.	1,240千英ポンド	100.0%	化学製品の研究開発及び製造
株式会社 昭研	24,000千円	100.0%	歯科用研磨材及び工業用研磨材の製造
株式会社 プロメック	100,000千円	100.0%	医療用機械器具及び美容器具等の製造、販売並びに輸出入
上海松風齒科材料有限公司	350,000千円	100.0%	当社販売品目のうち、研削材及び人工歯等の製造
松風齒科器材(上海)有限公司	1,000千米ドル	100.0%	中国国内向け歯科材料、歯科用機器の販売
松風齒科器材貿易(上海)有限公司	100,000千円	100.0%	中国国内向け歯科材料、歯科用機器の販売
株式会社 ネイルラボ	250,000千円	100.0%	日本国内及びアジア・アメリカ向けネイルケア関連商品の企画・販売

・株式会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

(1) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
三井化学株式会社	1,800	11.20
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,342	8.35
日本生命保険相互会社	718	4.47
株式会社京都銀行	712	4.43
株式会社滋賀銀行	602	3.75
松風社員持株会	472	2.94
松風 淑子	396	2.47
住友信託銀行株式会社	364	2.26
松風 定二	337	2.10
大日本スクリーン製造株式会社	330	2.05

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示してあります。

2. 当社は、自己株式を40千株保有しております。

3. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

(2) その他株式に関する重要な事項

発行可能株式総数 64,000,000株

発行済株式の総数 16,114,089株

株主数 4,296名（前期末比598名増）

株式の分割、株式無償割当て及び募集株式の発行等の状況

該当事項はありません。

・株式会社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
* 取締役会長	太 田 勝 也		
* 取締役社長	根 来 紀 行		
* 取締役副社長	脇 野 喜 和		
取締役副社長	白波瀬 文 雄		
専務取締役	関 敏 明		Advanced Healthcare Ltd. 取締役社長 上海松風齒科材料有限公司 董事長 松風齒科器材（上海）有限公司 董事長 松風齒科器材貿易（上海）有限公司 董事長 株式会社ネイルラボ 代表取締役社長
常務取締役	西 田 喜 直		
取 締 役	松 村 光 常	グループ事業管理部長	
取 締 役	牧 野 宏 治	人事部長	
取 締 役	南 部 敏 之	研究開発部研究主幹	
取 締 役	早 川 雄 一	マーケティング部長	
取 締 役	近 持 貴 之	営業部長	
取 締 役	岩 崎 聡	国際部長	
取 締 役	中 嶋 義 和	生産部長	株式会社滋賀松風 代表取締役社長
常勤監査役	井 上 秀		
常勤監査役	徳 田 進		
監 査 役	西 田 憲 司		公認会計士
監 査 役	酒 見 康 史		弁護士 シーシーエス株式会社 社外取締役

(注) 1. *は代表取締役であります。

2. 監査役 西田憲司氏及び酒見康史氏は、社外監査役であります。

3. 監査役 西田憲司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 監査役 酒見康史氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

5. 当期中の取締役の異動

平成23年3月22日付をもって、取締役 南部敏之氏は株式会社プロメック代表取締役社長を退任いたしました。

6. 当期中の監査役の異動

平成22年6月25日開催の第138回定時株主総会において、新たに徳田進氏が監査役に選任され、就任いたしました。平成22年6月25日開催の第138回定時株主総会終結の時をもって、池内幹夫氏が任期満了により監査役を退任されました。

7. 当期末後の取締役の異動

平成23年4月1日付をもって、下記のとおり担当及び重要な兼職の状況の変更がありました。

氏名	新	旧
早川 雄一	取締役研究開発部研究主幹	取締役マーケティング部長
岩崎 聡	取締役 松風歯科器材貿易(上海)有限公司 董事長兼總經理	取締役国際部長

平成23年4月1日付をもって、専務取締役 関敏明氏は松風歯科器材貿易(上海)有限公司董事長を退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	支給額
取締役	13人	238,000千円
監査役 (うち社外監査役)	5人 (2人)	33,340千円 (7,600千円)
合計 (うち社外役員)	18人 (2人)	271,340千円 (7,600千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 報酬等の額には、期間費用として引当金計上した役員賞与及び退職慰労金を含めておりません。
 3. 上記の金額のほか、平成22年6月25日開催の第138回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役に対する役員退職慰労金は以下のとおりであります。
 監査役1名に対し5,710千円(過年度の事業報告において引当金計上した役員退職慰労金の繰入額(5,360千円)が含まれております。)

(3) 社外役員に関する事項

社外役員の重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
監査役	酒見康史	シーシーエス株式会社	社外取締役	当社とシーシーエス株式会社の間には重要な取引その他の関係はありません。

各社外役員の当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席の状況並びに発言の状況

氏名	出席の状況(出席回数)	発言の状況
西田憲司	取締役会16回	公認会計士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
	監査役会12回	

氏名	出席の状況(出席回数)	発言の状況
酒見康史	取締役会18回	弁護士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
	監査役会12回	

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は18回、監査役会の開催回数は12回であります。

・会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名又は名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	39百万円
	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、SHOFU Dental GmbH、Advanced Healthcare Ltd.、上海松風歯科材料有限公司、松風歯科器材(上海)有限公司、松風歯科器材貿易(上海)有限公司につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む)の計算書類(これに相当するものを含む)の監査(会社法又は金融商品取引法(又はこれらの法律に相当するものを含む)の規定によるものに限る)を受けております。

(3) 非監査業務の内容

国際財務報告基準(IFRS)に関する助言業務を委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人である監査法人に重大な法令違反や著しい職務怠慢があると認められる場合は、当社取締役会は、監査役会の承認を得て、株主総会に会計監査人の解任又は不再任の議案を上程します。

・株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社取締役会において決議した、内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、歯科医療という公共性の高い分野で事業を行っており、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」ことを経営理念として掲げ、企業の社会的責任の観点からコンプライアンス重視の経営活動を行う。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する。

この経営理念を実践するために「行動規範」を制定し、取締役及び全社員が法令を順守し、共通の倫理的価値観を持つための基準とするとともに、これを確保するための体制として社長を委員長とする倫理委員会を設置する。

また、監査室による内部監査と監査役監査を充実し、併せて内部通報制度による不祥事の早期発見に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報については、別に定める「取締役会規程」、「常務会規程」、「稟議規程」、「内部情報管理規程」及び「文書取扱規程」に基づいて、適切に保存し管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ、与信等に係るリスクについては、それぞれの担当部門で規程、ガイドラインを制定、教育研修を実施するほか、マニュアルの作成・配布を行う。

また、新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合は、速やかに対応責任者を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

取締役は、法令、定款に基づくほか、重要事項については、「取締役会規程」、「常務会規程」、「職務権限規程」によって定められた決裁権限に基づいて、適正に職務を執行する。

また、常務取締役以上で構成する常務会を設置し、取締役会への付議事項の審査、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する戦略的事項等重要事項の決定を行うとともに、常務会の諮問機関として計画実行委員会を設置し、中長期経営計画、年度経営計画等重要経営課題の検討、立案及び実行管理を行い、事業活動の円滑化、経営効率の向上を図る。

さらに、取締役の職務の執行が適正に行われるためにコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、監査役による監査を実施する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

事業活動における法令、企業倫理及び社内規程等の順守を確保するため、「行動規範」を制定し、社内教育を実施し、社員へ周知徹底するとともに、倫理担当役員を置き、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する。

これら業務運営の状況を把握し、その改善を図るために監査室を置く。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社各社は、グループ全体の企業価値及び経営効率の向上を図り、社会的責任を全うするために「関係会社管理規程」を制定し、親会社・子会社間の指揮・命令、連携を密にし、管理・指導等を行いながら企業集団としての業務の適正を図る。

当社及び子会社各社は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」システムの構築、評価及び報告に関し、適切な運営を図る。

また、子会社各社についても監査室による内部監査及び監査役監査を実施する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合は、監査役の指名する社員に委嘱することとする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の社員の人事異動については、監査役会の同意を必要とする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役会に職務の執行状況を報告する。また、監査役は、取締役会に出席するとともに、必要に応じて取締役又は社員に報告を求めることができる。常勤監査役は、常務会に出席することができる。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、上記のとおり取締役会、常務会等重要会議に出席するほか、関係部門及びグループ会社の調査、重要案件の決裁書の確認などにより監査を行う。また、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、会計監査人との情報の交換を行う。

監査役会では社外監査役、子会社監査役を含めた相互の情報提供や意見交換を十分に行うとともに、監査室や会計監査人との連携にも遺漏がないよう対応する。

その他、代表取締役及び各取締役との報告連絡が十分機能するよう、体制を整備する。

・株式会社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、歯科器材の国際的メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして世界の歯科医療に貢献し、このことを通じて人々の「健康」と「美」に貢献するという当社に与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値を構成する要素等への理解が不可欠であり、これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉等を機軸とした中長期的な視野を持った取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切にご判断いただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、平成21年度から平成23年度までを対象期間とした「中期経営計画」を策定しており、グループ売上高180億円の達成を目標としております。具体的には、グローバルマーケティング機能の強化と新製品・新技術による需要の創造とシェアアップ、海外事業の拡大、コストダウン活動といった施策を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上につなげることを目指しております。

また、激しい企業環境の変化に迅速に対応し、責任の明確化を図り、職務遂行度をより厳しく問うことを目的として、取締役の任期を1年としております。また、監査役会につきましては、平成18年6月より、それまでの3名体制（常勤監査役1名、社外監査役2名）から、常勤監査役2名体制にし、執行に対する監督機能の強化を進めるなど、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けて取り組んでおります。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年5月14日開催の取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長がありえます。）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる企業価値検討委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否

か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か、対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、企業価値検討委員会に諮問することとします。企業価値検討委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り企業価値検討委員会の前述の勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行います。対抗措置として新株予約権の発行を実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあります。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成22年6月25日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで継続するものとし、以後も同様とします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shofu.co.jp/ir/>）に掲載する平成22年5月14日付プレスリリースをご覧ください。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(2)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、(2)に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、(3)に記載した本対応方針も、(3)に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として企業価値検討委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、企業価値検討委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって対抗措置の発動の可否が決められること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

・株式会社の剰余金の配当等の決定権限に関する方針

当社は、長期的な企業価値（株主価値）の増大と、株主のみなさまへの利益還元を目指しつつ安定した配当の維持・継続を基本方針としておりますが、一方で、経営基盤の強化・財務体質の改善を図りながら、海外事業の拡大、新製品開発のための研究開発投資等、将来における積極的な事業展開に備えるため内部留保の充実に配慮していく考えであります。

連結業績に応じた利益配分の指標としましては、連結配当性向を30%以上とすることを目標として、中間配当及び期末配当の年2回配当を通じて、安定した配分を続けてまいります。

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。

今期の配当金につきましては、平成23年5月13日開催の取締役会決議により、当年度末日（平成23年3月31日）を基準日とする配当金を1株当たり10円とさせていただきました。なお、平成22年11月に実施済の配当金とあわせ、年間の配当金は1株当たり18円となっております。

今後も、これまでの配当政策を継続しつつ、将来の投資計画並びに事業環境等を勘案しながら、資本効率の向上を通じた株主のみなさまへの利益還元や資本政策を機動的に実施してまいります。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	6,625	支払手形及び買掛金	687
受取手形及び売掛金	2,576	短期借入金	1,000
有価証券	348	未払法人税等	172
商品及び製品	2,198	役員賞与引当金	33
仕掛	591	その他	1,327
原材料及び貯蔵品	487	流動負債合計	3,220
繰延税金資産	502		
その他	332	固定負債	
貸倒引当金	197	繰延税金負債	48
流動資産合計	13,464	退職給付引当金	108
固定資産		役員退職慰労引当金	563
有形固定資産		その他	474
建物及び構築物	2,512	固定負債合計	1,194
機械装置及び運搬具	544		
土地	1,409	負債合計	4,415
建設仮勘定	17		
その他	315	(純資産の部)	
有形固定資産合計	4,799	株主資本	
無形固定資産		資本金	4,474
のれん	445	資本剰余金	4,576
その他	230	利益剰余金	9,553
無形固定資産合計	675	自己株式	55
投資その他の資産		株主資本合計	18,548
投資有価証券	2,906	その他の包括利益累計額	
繰延税金資産	205	その他有価証券評価差額金	300
その他	606	為替換算調整勘定	614
貸倒引当金	8	その他の包括利益累計額合計	314
投資その他の資産合計	3,708	純資産合計	18,233
固定資産合計	9,184	負債純資産合計	22,649
資産合計	22,649		

連結損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,711
売 上 原 価		7,006
売 上 総 利 益		8,704
販売費及び一般管理費		7,761
営 業 利 益		942
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19	
受 取 配 当 金	50	
会 費 収 入	84	
そ の 他	48	203
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17	
売 上 割 引	145	
当 社 主 催 会 費 用	123	
為 替 差 損	65	
そ の 他	36	388
経 常 利 益		758
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	22	22
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	14	14
税金等調整前当期純利益		766
法人税、住民税及び事業税	348	
法 人 税 等 調 整 額	37	311
少数株主損益調整前当期純利益		455
当 期 純 利 益		455

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
平成22年3月31日残高	4,474	4,576	9,387	55	18,382	357	430	72	18,310
連結会計年度中 の変動額									
剰余金の配当			289		289				289
当期純利益			455		455				455
自己株式の取得				0	0				0
自己株式の処分			0	0	0				0
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額(純額)						57	184	242	242
連結会計年度中 の変動額合計	-	-	165	0	165	57	184	242	76
平成23年3月31日残高	4,474	4,576	9,553	55	18,548	300	614	314	18,233

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

株式会社 滋賀松風、株式会社 プロメック、株式会社 昭研、
SHOFU Dental Corp.、SHOFU Dental GmbH、Advanced Healthcare Ltd.、
SHOFU Dental Products Ltd.、SHANGHAI SHOFU Dental Material Co., Ltd.、
SHOFU Dental Supplies(Shanghai) Co., Ltd.、株式会社 ネイルラボ、
NAIL LABO INC.、SHOFU Dental Trading(Shanghai) Co., Ltd.

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち SHANGHAI SHOFU Dental Material Co., Ltd.、SHOFU Dental Supplies(Shanghai) Co., Ltd. 及び SHOFU Dental Trading(Shanghai) Co., Ltd. の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券...償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの.....連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産

主として先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 3～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

また、海外の連結子会社は主に確定拠出方式を採用しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく連結会計年度末要支給額全額を引当計上しております。

役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、並びに収益及び費用は会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

のれんの償却方法及び償却期間

のれんは発生原因に応じ 20 年以内で均等償却することとしております。なお、金額が僅少の場合には、発生した連結会計年度に全額償却することとしております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更)

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年法務省令第7号)の適用により、当連結会計年度から「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 8,033百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数
普通株式 16,114,089株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
平成22年5月14日の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	160百万円
1株当たり配当額	10.00円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月4日

平成22年11月4日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	128百万円
1株当たり配当額	8.00円
基準日	平成22年9月30日
効力発生日	平成22年11月30日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成23年5月13日開催予定の取締役会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	160百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10.00円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月7日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等を中心とし、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として、株式であり、上場株式については月次で時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	6,625	6,625	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,576	2,576	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	301	302	0
その他有価証券	2,899	2,899	-
(4) 支払手形及び買掛金	(687)	(687)	-
(5) 短期借入金	(1,000)	(1,000)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式の取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	20
投資事業有限責任組合出資持分(*2)	33

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*2)投資事業有限責任組合出資持分のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,134円39銭

1株当たり当期純利益 28円32銭

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 5 月 10 日

株式会社松風
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 健 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 豊原 弘行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、株式会社松風の平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松風及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流		流	
(資産の部)		(負債の部)	
動産及び預り金	3,931	流動負債	
現金及び預り金	272	支払手形	147
受取掛金	2,133	買掛金	512
売掛金	199	短期借入金	1,000
商品及び製品	1,568	未払費用	16
仕入材料	466	未払消費税	207
前払費用	363	未払税金	639
繰上金	0	前払消費税	119
延滞金	99	前受り	36
その他の流動資産	341	預り	0
流動資産計	158	役員賞与引当金	24
流動負債合計	9,535	建設関係支払手形	53
固定資産	193	その他の流動負債	33
有形固定資産	9,342	流動負債合計	25
建物	1,822		0
構築物	104	固定負債	
機械・運搬具	230	固定負債	
車両・器具	0	一入債	33
工具・器具	171	役員退職慰勞引当金	548
土地	985	預り保証金	339
建物	47	その他の固定負債	51
有形固定資産合計	15	固定負債合計	973
無形固定資産	3,379	負債合計	3,790
商標	1	(純資産の部)	
ソフトウェア	171	株主資本	
無形固定資産合計	6	資本	4,474
投資その他の資産	179	資本剰余金	4,576
投資	2,906	資本準備金	4,576
関係会社	2,873	利益剰余金	1,118
出資	8	利益準備金	260
長期貸付	3	その他利益剰余金	10
従業員長期貸付	9	固定資産圧縮積立金	740
関係会社長期前払費用	50	別途利益剰余金	4,181
長期前払税金	7	利益剰余金合計	6,311
差入保証金	51	自己株式	55
役員退職年金掛金	139	株主資本合計	15,307
前払年金費用	290	評価・換算差額等	
繰上税金	151	その他有価証券評価差額金	300
その他の資産	12	評価・換算差額等合計	300
投資その他の資産計	6,503	純資産合計	15,607
流動負債引当金	7	負債純資産合計	19,397
固定負債合計	6,496		
固定資産合計	10,055		
資産合計	19,397		

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,629
売 上 原 価		6,474
売 上 総 利 益		6,154
販売費及び一般管理費		5,677
営 業 利 益		476
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
有 価 証 券 利 息	3	
受 取 配 当 金	161	
会 費 収 入	72	
そ の 他	75	321
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15	
売 上 割 引	145	
当 社 主 催 会 費 用	107	
為 替 差 損	25	
そ の 他	25	319
経 常 利 益		478
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	14	14
税 引 前 当 期 純 利 益		464
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	193	
法 人 税 等 調 整 額	57	136
当 期 純 利 益		328

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				配当準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
平成22年3月31日残高	4,474	4,576	1,118	260	11	740	4,142
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩					0		0
剰余金の配当							289
当期純利益							328
自己株式の取得							
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	0	-	39
平成23年3月31日残高	4,474	4,576	1,118	260	10	740	4,181

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成22年3月31日残高	55	15,268	357	15,625
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩			-	-
剰余金の配当		289		289
当期純利益		328		328
自己株式の取得	0	0		0
自己株式の処分	0	0		0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			57	57
事業年度中の変動額合計	0	38	57	18
平成23年3月31日残高	55	15,307	300	15,607

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券.....償却原価法(定額法)

子会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品
製 品
原 材 料
仕 掛 品
貯 蔵 品

} 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

但し、当事業年度は年金資産が退職給付債務を超過しているため、当該超過額を前払年金費用として計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく事業年度末要支給額全額を引当計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(資産除去債務に関する会計基準)

当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,380百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	450百万円
短期金銭債務	185百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	1,267百万円
仕入高	1,794百万円
営業取引以外の取引高	320百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の株式数

普通株式 40,486株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	80百万円
賞与引当金	176百万円
株式評価損	45百万円
役員退職慰労引当金	249百万円
減価償却限度超過額	67百万円
その他	114百万円
繰延税金資産小計	734百万円
評価性引当額	47百万円
繰延税金資産合計	686百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	186百万円
固定資産圧縮積立金	7百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	193百万円
繰延税金資産の純額	493百万円

(リースにより使用する固定資産(貸借対照表に計上したものを除く)に関する注記)

1. リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び事業年度末残高相当額

	取得原価相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額(百万円)	事業年度末残高 相当額(百万円)
(有形固定資産) 工具・器具備品	16	12	4
合計	16	12	4

2. 未経過リース料事業年度末残高相当額

1年以内	3百万円
1年超	1百万円
合計	4百万円

3. 支払リース料等

支払リース料	3百万円
減価償却費相当額	3百万円
支払利息相当額	0百万円

4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

・ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)滋賀松風	所有直接 100%	当社製品の製造、建物等の貸与、役員の兼任	配当金の受取	48		

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	970円98銭
1株当たり当期純利益	20円43銭

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 5 月 10 日

株式会社松風
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 健 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 豊原 弘行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社松風の平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの第 139 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第139期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月12日

株式会社 松 風 監査役会

常勤監査役	井 上	秀	Ⓔ
常勤監査役	徳 田	進	Ⓔ
社外監査役	西 田	憲 司	Ⓔ
社外監査役	酒 見	康 史	Ⓔ

注 監査役西田憲司及び酒見康史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化並びに業務執行の迅速化、業務執行責任の明確化を図ることを目的として、本総会終結後に執行役員制度を導入することを平成23年5月13日開催の取締役会において決議いたしました。これに伴い現行定款第18条の取締役の員数を13名以内から7名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
(員 数) 第 18 条 当会社の取締役は、 <u>13</u> 名以内とする。	(員 数) 第 18 条 当会社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役 太田勝也、根来紀行、脇野喜和、白波瀬文雄、関 敏明、西田喜直、松村光常、牧野宏治、南部敏之、早川雄一、近持貴之、岩崎 聡及び中嶋義和の13氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、6名の取締役の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おおた かつや 太田 勝也 (昭和19年11月30日生)	昭和43年4月 当社入社 平成元年6月 取締役財務部長 平成8年7月 常務取締役財務部長兼総務・人事担当 平成9年4月 常務取締役管理本部長兼財務部長 平成11年3月 常務取締役管理本部長 平成12年7月 取締役社長(代表取締役) 平成21年6月 取締役会長(代表取締役)(現在)	65,500株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	ねごろ のりゆき 根来 紀行 (昭和31年3月9日生)	昭和56年3月 当社入社 平成15年6月 取締役研究開発部長 平成19年7月 常務取締役研究開発部長 平成20年6月 常務取締役研究開発・技術・生産担当 兼研究開発部長 平成21年4月 常務取締役研究開発・技術・生産担当 平成21年6月 取締役社長(代表取締役)(現在)	25,800株
3	わきの よしかず 脇野 喜和 (昭和21年6月16日生)	昭和45年3月 当社入社 平成元年6月 取締役営業部次長(貿易担当) 平成元年7月 取締役営業部国際業務担当部長 平成9年4月 取締役国際業務部長 平成11年7月 常務取締役国際本部長兼国際部長 平成16年7月 専務取締役国際本部長兼国際部長 (代表取締役) 平成19年6月 専務取締役国際本部長(代表取締役) 平成20年4月 専務取締役国際担当(代表取締役) 平成21年6月 取締役副社長(代表取締役)(現在)	37,000株
4	しらは せふみお 白波瀬文雄 (昭和19年5月24日生)	平成11年3月 当社入社財務部長 平成11年6月 取締役財務部長 平成12年7月 常務取締役管理本部長兼財務部長 平成14年4月 常務取締役管理本部長兼財務部長兼人 事部長 平成15年4月 常務取締役管理本部長 平成20年4月 常務取締役財務・人事・総務・総合企 画担当 平成20年6月 専務取締役財務・人事・総務・総合企 画担当 平成21年4月 専務取締役財務・人事・総務・総合企 画・グループ事業管理担当 平成21年6月 取締役副社長(現在)	48,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	せき としあき 関 敏明 (昭和21年10月12日生)	昭和44年3月 当社入社 平成5年6月 取締役生産部長 平成10年4月 取締役技術部長 平成15年4月 取締役技術部長兼特別プロジェクト担当 平成16年7月 取締役技術部長兼海外生産・技術担当 平成17年7月 常務取締役中国事業統括兼海外生産担当 平成21年6月 専務取締役(現在) (重要な兼職の状況) Advanced Healthcare Ltd. 取締役社長 上海松風歯科材料有限公司 董事長 松風歯科器材(上海)有限公司 董事長 株式会社ネイルラボ 代表取締役社長	28,700株
6	にしだ よしなお 西田 喜直 (昭和25年11月24日生)	昭和48年3月 当社入社 平成15年6月 取締役営業部長 平成20年7月 常務取締役営業・マーケティング担当兼営業部長 平成21年6月 常務取締役営業部長 平成21年10月 常務取締役(現在)	14,300株

(注) 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって補欠監査役の小原正敏氏の選任の効力が失効しますので、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
おはら まさとし 小原 正敏 (昭和26年4月25日生)	昭和54年4月 弁護士登録 吉川綜合法律事務所 (現 きっかわ法律事務所) 入所 昭和61年8月 ニューヨーク州弁護士登録 平成16年4月 大阪市立大学法科大学院特任教授(民事法担当) 平成22年4月 大阪市立大学法科大学院非常勤講師(現在)	-

(注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 小原正敏氏は、社外監査役候補者であります。小原正敏氏は、弁護士として会社法をはじめとする企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される松村光常、牧野宏治、南部敏之、早川雄一、近持貴之、岩崎 聡及び中嶋義和の7氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、7氏は取締役退任後、それぞれ当社の上席執行役員に就任する予定ですが、支給の時期は当社を退社する時といたしたく、その他、具体的金額、贈呈の方法などにつきましては、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
松村 光常	平成16年6月 取締役(現在)
牧野 宏治	平成17年6月 取締役(現在)
南部 敏之	平成17年6月 取締役(現在)
早川 雄一	平成17年6月 取締役(現在)
近持 貴之	平成19年6月 取締役(現在)

氏名	略歴
岩崎 聡	平成 20 年 6 月 取締役（現在）
中嶋 義和	平成 20 年 6 月 取締役（現在）

第 5 号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度見直しの一環として、平成23年5月13日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本總會終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第 2 号議案をご承認いただくことを条件として重任される取締役の太田勝也、根來紀行、脇野喜和、白波瀬文雄、関 敏明及び西田喜直の 6 氏並びに在任中の監査役 井上 秀、徳田 進、西田憲司、酒見康史の 4 氏に対し、それぞれの就任時から本總會終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。

なお、支給の時期は、各取締役及び各監査役の退任時といたしたく、具体的金額、贈呈の方法などにつきましては、取締役にしましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議によることに、それぞれご一任願いたいと存じます。

上記各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
太田 勝也	平成 元年 6 月 取締役 平成 8 年 7 月 常務取締役 平成 12 年 7 月 取締役社長（代表取締役） 平成 21 年 6 月 取締役会長（代表取締役）（現在）
根來 紀行	平成 15 年 6 月 取締役 平成 19 年 7 月 常務取締役 平成 21 年 6 月 取締役社長（代表取締役）（現在）
脇野 喜和	平成 元年 6 月 取締役 平成 11 年 7 月 常務取締役 平成 16 年 7 月 専務取締役（代表取締役） 平成 21 年 6 月 取締役副社長（代表取締役）（現在）
白波瀬文雄	平成 11 年 6 月 取締役 平成 12 年 7 月 常務取締役 平成 20 年 6 月 専務取締役 平成 21 年 6 月 取締役副社長（現在）

氏名	略歴
関 敏明	平成 5 年 6 月 取締役 平成 17 年 7 月 常務取締役 平成 21 年 6 月 専務取締役（現在）
西田 喜直	平成 15 年 6 月 取締役 平成 20 年 7 月 常務取締役（現在）
井上 秀	平成 20 年 6 月 常勤監査役（現在）
徳田 進	平成 22 年 6 月 常勤監査役（現在）
西田 憲司	平成 13 年 6 月 監査役（現在）
酒見 康史	平成 16 年 6 月 監査役（現在）

第 6 号議案 取締役報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成10年6月26日開催の第126回定時株主総会において年額2億円以内とご承認いただき、今回に至っておりますが、その後の経済情勢の変化に加え、役員退職慰労金制度の廃止や役員報酬制度全体の見直しの実施などの諸般の事情を考慮いたしまして、賞与を含めた取締役の報酬額を年額2億500万円以内といたしたく改定をお願いするものであります。

また、現在の取締役は13名であります。第2号議案（取締役6名選任の件）が原案どおり可決されますと、取締役の員数は6名となります。

第 7 号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末における取締役13名に対し総額30,170,000円、当期末における監査役4名に対し総額3,000,000円の役員賞与を支給したいと存じます。なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることといたしたいと存じます。

第 8 号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容に関する承認の件

役員報酬体系の見直しに伴い、第6号議案でご提案しております取締役の報酬額とは別枠にて、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額30,000千円の範囲内で、当社取締役に対し割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストック・オプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションの報酬額は、新株予約権の割当日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り

当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の取締役の員数は 13 名であり、第 2 号議案が原案どおり承認されますと、取締役の員数は 6 名となります。

1. 取締役の報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社取締役に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行するものです。

2. 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の上限個数は 600 個とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

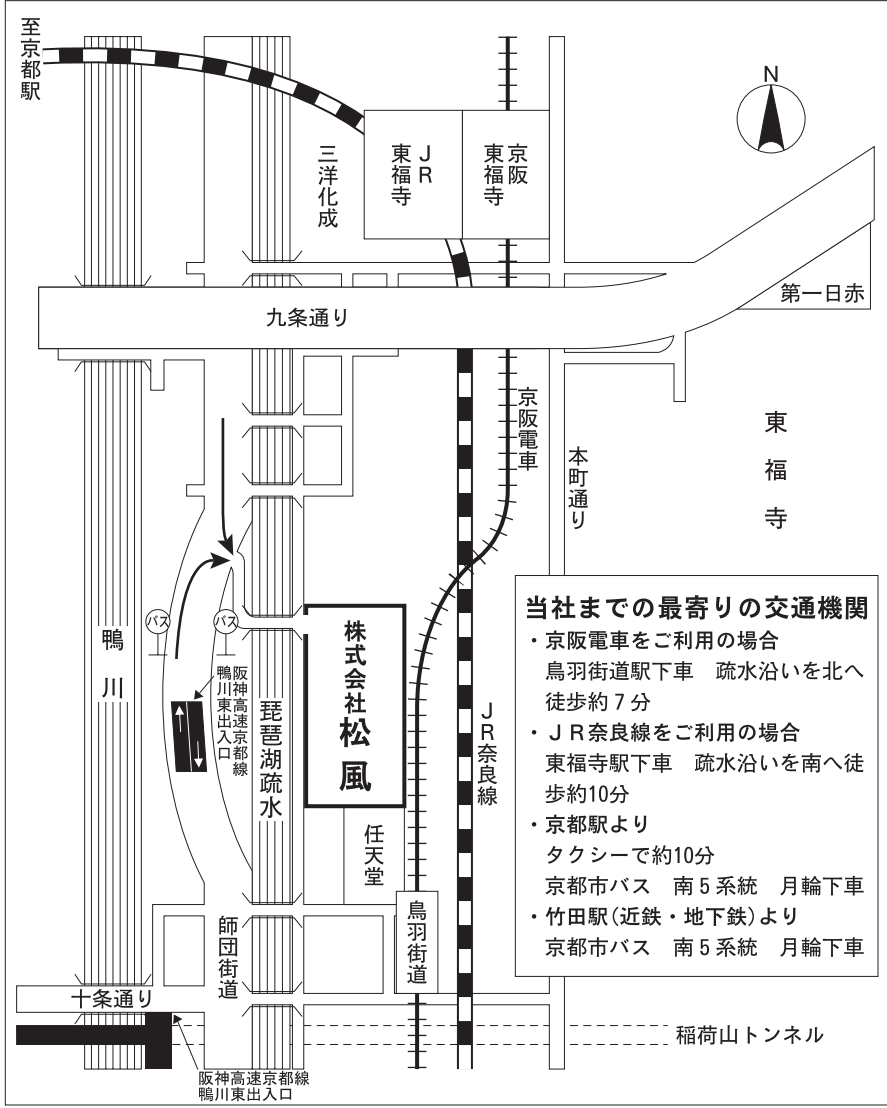
なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

- (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (3) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。
- (4) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (5) 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、(3)の期間内において、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (6) その他新株予約権の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとする。

以 上

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.



当社までの最寄りの交通機関

- ・京阪電車をご利用の場合
鳥羽街道駅下車 疏水沿いを北へ
徒歩約7分
- ・JR奈良線をご利用の場合
東福寺駅下車 疏水沿いを南へ
徒歩約10分
- ・京都駅より
タクシーで約10分
京都市バス 南5系統 月輪下車
- ・竹田駅(近鉄・地下鉄)より
京都市バス 南5系統 月輪下車